

## ＜個別案件確認表（東京都）＞

東京都担当確認 令和3年3月26日

新型コロナウイルス作業部会確認 令和3年3月26日

事業名 選手村マネジメント

案件名 セーリング競技者用選手村のコロナ感染症対策準備に関する施設借上げ〔個別契約〕

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>組織委員会とセーリング村の会場となる大磯プリンスホテルは2019年12月23日付けで基本契約を締結している。</li> <li>基本契約では「施設の借上げ等の詳細は別途個別契約を締結して定める」としており、本事業はこれに該当する。</li> <li>このように、これまでも組織委員会が大磯プリンスホテルの借上げに関し調整を担い、契約主体となっていることから、本件も一括して執行した方が効率的、効果的である。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、セーリング村に入村する選手が安全・安心な環境で滞在できるよう、万全な新型コロナウイルス感染症対策準備を行うために施設を借り上げる経費であり、大会に向けて必要な準備作業である。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策準備等のために施設を借り上げるものであり、検査スペースの設営、検査オペレーションの確認、保健所職員の立ち合いによる現場すり合わせ、検査受託業者との受け渡し方法等の確認期間は、事前準備3日間、撤収作業1日間とし、可能な限り作業を効率的に行う計画となっており、必要最小限の期間となっていることを確認した。</li> </ul>	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織委員会は、これまでホテル側と度重なる調整を行い、可能な限り金額を下げる交渉を続けてきた結果、2018年3月に締結した覚書で定めた客室単価から減額を行っている。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算内に収まっていることを確認した。</li> <li>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</li> </ul>	